

赤穂市監査委員公表第5号



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年 3月31日

赤穂市監査委員	寺 田 榮 治
同	家 入 時 治

# 令和6年度財政援助団体等監査報告

## 1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 品川リフラ赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等  
指定管理者 赤穂S & P マネジメント共同事業体  
代表団体 神姫トラストホープ株式会社  
所 管 教育委員会 スポーツ推進課
- (3) 監査の期間 令和6年7月24日から令和7年3月28日まで
- (4) 監査の範囲 令和4年度、令和5年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

## 2 監査対象の概要

### (1) 指定管理者の概要

名 称	赤穂 S & P マネジメント共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ株式会社
代 表 者	代表取締役 切原 慎治
住 所	姫路市花田町一本松字牛塚 1 番地の 1

### (2) 指定管理の内容

施 設 名	品川リフラ赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等		
所 在 地	赤穂市加里屋 1 2 7 8 番地		
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日		
指 定 管 理 料	70,800,000円 (令和 4 年度) 71,300,000円 (令和 5 年度)		
施 設 管 理 に 係る収支状況		令和 4 年度	令和 5 年度
	収 入	142,343,575 円	154,061,765 円
	支 出	142,343,575 円	154,061,765 円
	収 支	0 円	0 円
利 用 実 績	年間利用者数 (延べ人数)		
	令和 4 年度	245,523人	
	令和 5 年度	252,584人	

### (3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設、設備等の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

## (4) 収支状況

## ア 令和4年度収支報告書

(単位:円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
指定管理料	64,800,000	70,800,000	6,000,000
施設使用料	9,326,500	7,948,095	△ 1,378,405
スポーツ教室	65,355,120	51,362,800	△ 13,992,320
各種事業	17,705,000	10,256,850	△ 7,448,150
その他自主事業	0	1,975,830	1,975,830
収入計	157,186,620	142,343,575	△ 14,843,045
人件費	71,676,228	62,894,859	△ 8,781,369
給与・賞与	53,120,040	44,241,665	△ 8,878,375
法定・厚生福利費	4,460,388	2,282,785	△ 2,177,603
通勤旅費	1,395,800	1,481,929	86,129
委託講師料	12,700,000	14,888,480	2,188,480
事務費	8,194,640	7,958,830	△ 235,810
消耗品費	400,000	156,244	△ 243,756
印刷製本費	680,000	319,768	△ 360,232
通信運搬費	410,800	518,202	107,402
旅費交通費	50,000	72,870	22,870
諸手数料	1,065,560	656,665	△ 408,895
販促費	798,000	1,527,428	729,428
レンタル費	3,969,280	3,643,940	△ 325,340
保険料	821,000	1,063,713	242,713
管理費	77,315,752	71,489,886	△ 5,825,866
修繕費	5,500,000	2,070,132	△ 3,429,868
光熱水費	33,550,000	38,223,644	4,673,644
被服費	600,000	2,004,791	1,404,791
施設管理消耗品	1,810,000	4,513,795	2,703,795
施設維持管理費	21,520,020	22,610,968	1,090,948
減価償却	290,000	820,000	530,000
その他	550,000	3,401,256	2,851,256
租税公課	7,874,542	5,162,294	△ 2,712,248
一般管理費	5,621,190	△ 7,316,994	△ 12,938,184
支出計	157,186,620	142,343,575	△ 14,843,045
収支	0	0	0

イ 令和5年度収支報告書

(単位:円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
指定管理料	64,800,000	71,300,000	6,500,000
施設使用料	9,371,600	9,839,060	467,460
スポーツ教室	65,635,000	60,328,200	△ 5,306,800
各種事業	25,900,700	9,404,750	△ 16,495,950
その他自主事業	0	3,189,755	3,189,755
収入計	165,707,300	154,061,765	△ 11,645,535
人件費	73,000,428	72,495,557	△ 504,871
給与・賞与	54,362,280	51,397,222	△ 2,965,058
法定・厚生福利費	4,542,348	3,312,558	△ 1,229,790
通勤旅費	1,395,800	1,570,567	174,767
委託講師料	12,700,000	16,215,210	3,515,210
事務費	7,250,940	7,175,396	△ 75,544
消耗品費	400,000	158,746	△ 241,254
印刷製本費	510,000	123,151	△ 386,849
通信運搬費	410,800	448,524	37,724
旅費交通費	50,000	77,454	27,454
諸手数料	1,069,860	743,182	△ 326,678
販促費	198,000	725,625	527,625
レンタル費	3,837,280	3,852,242	14,962
保険料	775,000	1,046,472	271,472
管理費	85,455,932	74,390,812	△ 11,065,120
修繕費	5,500,000	2,858,397	△ 2,641,603
光熱水費	33,606,900	54,805,039	21,198,139
被服費	150,000	366,483	216,483
施設管理消耗品	1,810,000	2,437,619	627,619
施設維持管理費	21,566,220	28,466,522	6,900,302
減価償却	290,000	492,000	202,000
その他	4,823,000	1,355,235	△ 3,467,765
租税公課	8,373,840	3,273,054	△ 5,100,786
一般管理費	9,335,972	△ 19,663,537	△ 28,999,509
支出計	165,707,300	154,061,765	△ 11,645,535
収支	0	0	0

### 3 監査の結果

品川リフラ赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等の指定管理者である赤穂S & Pマネジメント共同事業体 代表団体神姫トラストホープ株式会社における出納、その他関連する事務並びに所管部局である教育委員会スポーツ推進課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促している。

#### (1) 利用者サービスの拡充について（意見）

利用者を増やすためには、更なるサービスの向上を図り、利用者満足度を上げることが大切である。より一層、アンケート調査等に注力し、ニーズの把握に努められたい。

#### (2) 利用料金の徴収について（意見）

利用者の公平性・公正性の観点から、また、事務処理の効率化を図るために、利用料金の算定、減免の対象、減免割合の考え方について統一的な基準等の整備に努められたい。